

第 1 編 総 論

第 1 章 総 則

第 1 節 目的等

1 目的

この計画は、市域において、武力攻撃等事態が発生した場合において、武力攻撃等から市民等の生命・身体及び財産を保護し、市民生活・市民経済に及ぼす影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃等による災害への対処措置などの国民（緊急対処）保護措置を的確かつ迅速に実施できるようにすることを目的とする。

2 保護の対象者

この計画は、市域内にいる住民はもとより、武力攻撃等事態が発生した際に、通勤、通学、旅行などで市域に滞在する者や、他の市町村から市域に避難してきた者も保護の対象とする。

また、これらの者については、国籍を問わず保護の対象とする。

以下、この計画において、保護の対象となるこれらの者を「市民等」と呼ぶものとする。

3 地域防災計画及び危機管理ガイドラインとの連携

(1) 継続性・一貫性の確保

国民（緊急対処）保護措置は、国の対処基本方針等が定められてから実行される仕組みになっているが、対処基本方針等が定められるまでの間における初動対応や原因が不明な災害が発生した場合の対処については、当初は地域防災計画又は危機管理ガイドラインに基づいて行うことになる。

この場合、その後国の事態認定が行われたときは、国民（緊急対処）保護措置を実施することになるが、その事態認定前における措置と事態認定後における措置の継続性・一貫性等を確保する観点から、地域防災計画及び危機管理ガイドラインと共通的な事項についても本計画に含め、市として切れ目のない対応ができるようにする。

(2) 危機管理センターによる初動対応

武力攻撃等事態において、国の対処基本方針等の決定に伴い、対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けた場合は、直ちに対策本部を設置して、必要

な国民（緊急対処）保護措置を実施するが、その事案の原因が不明であることなどから、国において直ちに事態等の認定がなされない場合（以下、「原因が不明な事案が発生した場合」という。）は、危機管理センターを設置して迅速かつ的確に初動対応を実施する。

第2節 武力攻撃事態対処法制

1 武力攻撃事態対処法と国民保護法

(1) 武力攻撃事態対処法

平成15年6月、有事法制の基本法である「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（武力攻撃事態対処法）」が成立し施行された。この法律は、武力攻撃事態への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めたものである。

なお、この法律は、その後の国民保護法の成立過程において、大規模テロ等の緊急対処事態についても武力攻撃事態等への対処に準じて対処するよう改正された。

(2) 国民保護法

武力攻撃事態対処法の成立を受けて、平成16年6月、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」が成立し、同年9月施行された。この法律は、武力攻撃等事態において武力攻撃等から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃等による国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、これらの事項に関し、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃等災害への対処に関する措置その他の必要な事項を定めたものである。

2 その他の関連法制等

(1) 事態対処法の制定に伴い、前述の国民保護法のほか、次の法制が整備された。

武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（米軍行動関連措置法）

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（特定公共施設利用法）

国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律（国際人道法違反処罰法）

武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（海上輸送規制法）

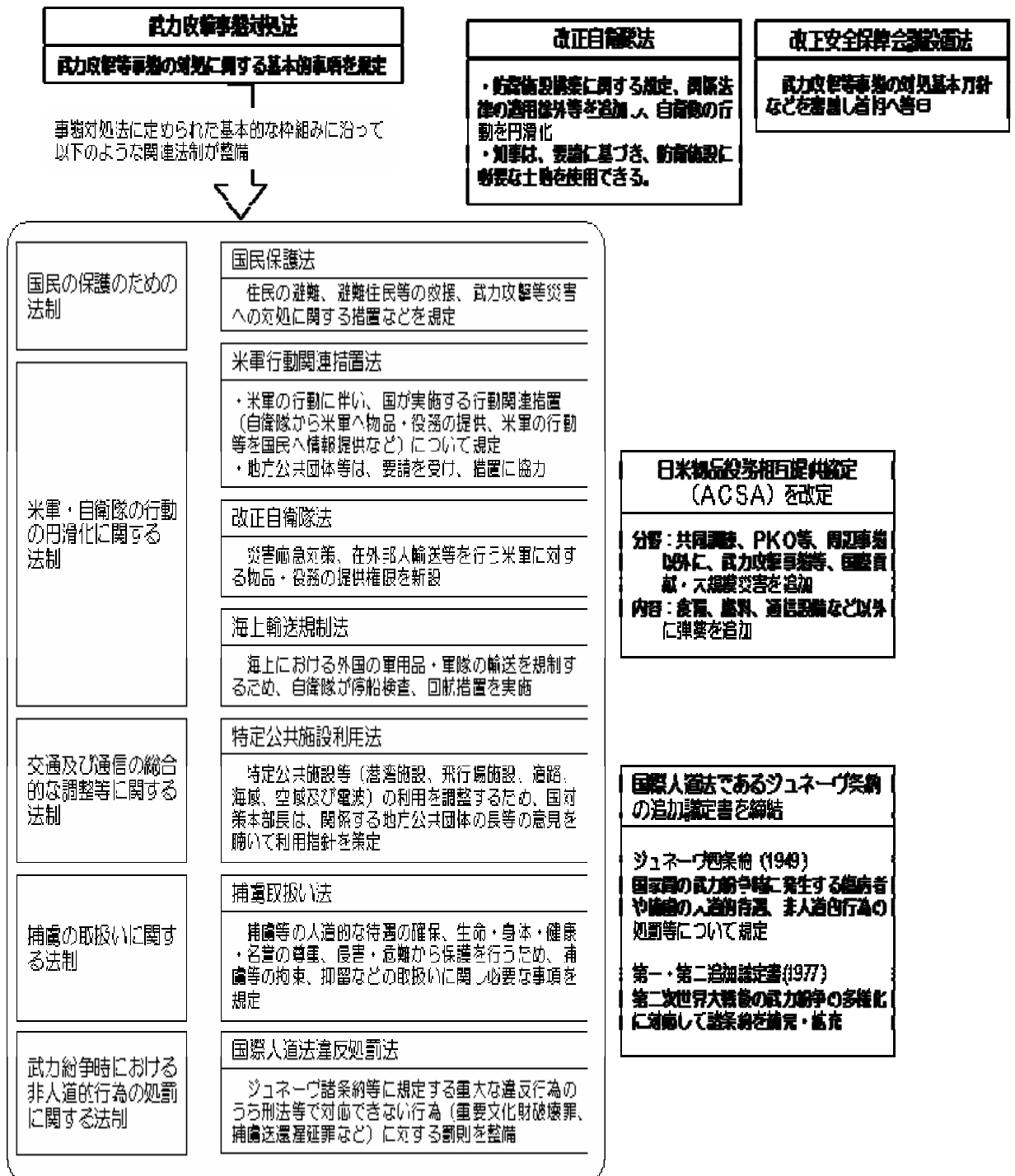
武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（捕虜取扱い法）

自衛隊法の一部を改正する法律

(2) 関連する条約としては、ジュネーヴ諸条約のほか、1949年8月12日のジュ

ネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第二追加議定書）がある。また、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定（日米物品役務相互提供改正協定）がある。

図：武力攻撃等事象への対処に関する法制



第3節 国民(緊急対処)保護措置

1 国民(緊急対処)保護措置の仕組み

国民保護法では、国や地方公共団体等は、武力攻撃等から国民の生命・身体及び財産を保護し、国民生活・国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、国民(緊急対処)保護措置を実施することとされている。

国民(緊急対処)保護措置の実施にあたっては、国があらかじめ定める基本指針に基づき、指定行政機関及び府が国民保護計画を、指定公共機関が国民の保護に関する業務計画(以下、「業務計画」)を作成し、更に、大阪府国民保護計画に基づき、市は国民保護計画を、指定地方公共機関は業務計画を作成することとなっている。

武力攻撃等事態が発生した場合は、国が対処基本方針等を定め、国は(国)対策本部を、府は(府)対策本部を、市は(市)対策本部を設置するなどの体制を確立し、国、府及び市並びに指定(地方)公共機関等が連携して、それぞれの計画で定めるところにより、「住民の避難」、「避難住民等の救援」及び「武力攻撃等災害への対処」などの国民(緊急対処)保護措置を実施することとされている。

2 対策本部の設置

武力攻撃等を受けた場合、国は、事態対処法に基づき、対処基本方針等を閣議決定し、(国)対策本部を設置するとともに、対策本部を設置すべき地方公共団体を指定することとされている。

これを受け、知事及び市長は、(府)又は(市)対策本部を設置し、(国)対策本部長又は内閣総理大臣の指示及びそれぞれの国民保護計画に基づき、国民(緊急対処)保護措置を実施することとされている。

なお、国民(緊急対処)保護措置は、対策本部の設置の指定がない場合においても、実施できることとされている。

3 国民(緊急対処)保護措置の主なもの

(1) 住民の避難

警報の発令・通知及び伝達

(国)対策本部長は、基本指針及び対処基本方針等で定めるところにより、警報を発令するとともに、その内容を直ちに指定行政機関の長に通知し、通知を受けた総務大臣が都道府県知事に通知し、更に知事が市町村長に通知することとされている。

通知を受けた市町村長は、本計画で定めるところにより、住民及び関係のある公私の団体等に伝達することとされている。

避難の指示及び避難実施要領の策定

(国)対策本部長は、基本指針で定めるところにより、総務大臣を経由し、直ちに、都道府県知事に対して避難措置(要避難地域、避難先地域、住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要)の指示を行い、指示を受けた知事は、前述～のほか主要な避難の経路、避難のための交通手段その他避難の方法を定め、直ちに市町村長を通じて住民に対して避難指示を行うこととされている。

避難指示を受けた市町村長は、知事の避難指示を、できる限り速やかに住民に伝達するとともに、住民の避難及び避難誘導に関する事項などを定めた避難実施要領を策定し、住民及び関係のある公私の団体等に伝達するとともに消防組合その他関係機関に通知し、避難実施要領で定めるところにより、住民の避難誘導にあたることとされている。

(2) 避難住民等の救援

救援

(国)対策本部長は、基本指針で定めるところにより、被災者が発生した地域を管轄する都道府県知事に対し、また、避難措置の指示を行ったときは、避難先地域を管轄する都道府県知事に対して救援の措置の指示を行うことができるものとされている。

指示を受けた知事は、市町村長の協力を得ながら避難住民や被災住民に対して、水や食料の給与及び医療の提供等の救援を実施することとされている。

指定都市の長は、都道府県知事が行う救援の措置については自ら行うこととされている。

安否情報の収集及び提供

安否情報の収集に関しては、市町村長が中心となって収集し、都道府県知事がこれを整理して総務大臣に報告することとされている。

安否情報の提供に関しては、住民の照会に対して国(総務省)及び地方公共団体(府及び市)が、個人情報の保護に留意しつつ行うこととされている。

なお、日本赤十字社は外国人に関する安否情報の収集及び提供を行うこととされている。

(3) 武力攻撃等災害への対処

武力攻撃等災害への対処においては、国は、自ら武力攻撃等災害の防除及び軽減のための措置を講ずるほか、(国)対策本部長は、必要な場合は危険物質等に係る武力攻撃等災害の発生防止や武力攻撃等原子力災害への対処等の措置に関する指示を行うこととされている。

都道府県知事は、武力攻撃等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において緊急の必要があると認めるときは、警報の発令を待たずに緊急通報を発令す

るものとされており、また、（国）対策本部長の措置の指示に基づき、あるいは自ら基本指針及び国民保護計画に基づき、警戒区域の設定、退避の指示その他の応急措置を行うものとされている。

なお、都道府県公安委員会及び海上保安部長等は、知事の要請があったとき又は必要があると認めるとき、立入制限区域を指定できるものとされている。

市町村長は、都道府県知事が発令する緊急通報を警報の場合に準じて伝達するほか、警戒区域の設定、退避の指示、応急公用負担及びその他の応急措置等を行うとともに、被害状況を把握し、消防等の活動により被害の拡大や二次災害を防止することとされている。

この際、市町村の対処能力を超える場合は、他の地方公共団体及び知事を通じて国に支援を要請することができることとされている。

4 都道府県知事による事務の代行

武力攻撃等災害の発生により市が壊滅的な被害を受けた場合など、市町村として国民（緊急対処）保護措置に係る事務を行うことが不可能になったときは、国民（緊急対処）保護措置の全部又は一部は、都道府県知事が代行することとされている。この場合、市町村が機能を回復し、国民（緊急対処）保護措置に係る事務が実施できるようになったときは、市町村長は、知事からその事務を引き継ぐものとされている。

第4節 国民保護計画

1 本計画の作成根拠

市は、武力攻撃等事態において、国民保護法その他の法令、基本指針及び大阪府国民保護計画に基づき、市民等の協力を得つつ、関係機関と連携協力し、自ら国民（緊急対処）保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、市の区域において関係機関が実施する国民（緊急対処）保護措置を総合的に推進する責務を有している。

その責務を果たすため、市長が、国民保護法第35条及び第182条の規定に基づき、国民（緊急対処）保護措置を実施するための基本的な枠組みを定めるものとして本計画を作成するものである。

なお、作成に当たっての技術的助言として、消防庁が平成18年1月に、府が平成18年3月に、それぞれ市町村国民保護計画のモデルを作成している。

2 本計画に定める事項

- (1) 市の区域にかかる国民（緊急対処）保護措置の総合的な推進に関する事項
- (2) 市が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する次の国民の保護に関する事項

警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する事項

救援の実施、安否情報の収集及び提供その他避難住民等の救援に関する事項

退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃等災害への対処に関する措置

水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置

武力攻撃等災害の復旧に関する措置

(3) 国民（緊急対処）保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

(4) 国民（緊急対処）保護措置を実施するための体制に関する事項

(5) 国民（緊急対処）保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、市の区域に係る国民（緊急対処）保護措置に関し市長が必要と認める事項

3 計画の作成・見直し・変更手続き等

(1) 計画の作成

計画の作成にあたって、国民保護法第35条及び第39条第3項の規定を踏まえ、次の手続きをとった。

堺市国民保護協議会に諮問する。

指定行政機関、府及び他の市町村の国民保護計画との整合性を確保するとともに、他市町村と関係のある事項を定めるときは、当該市町村長の意見を聴く。

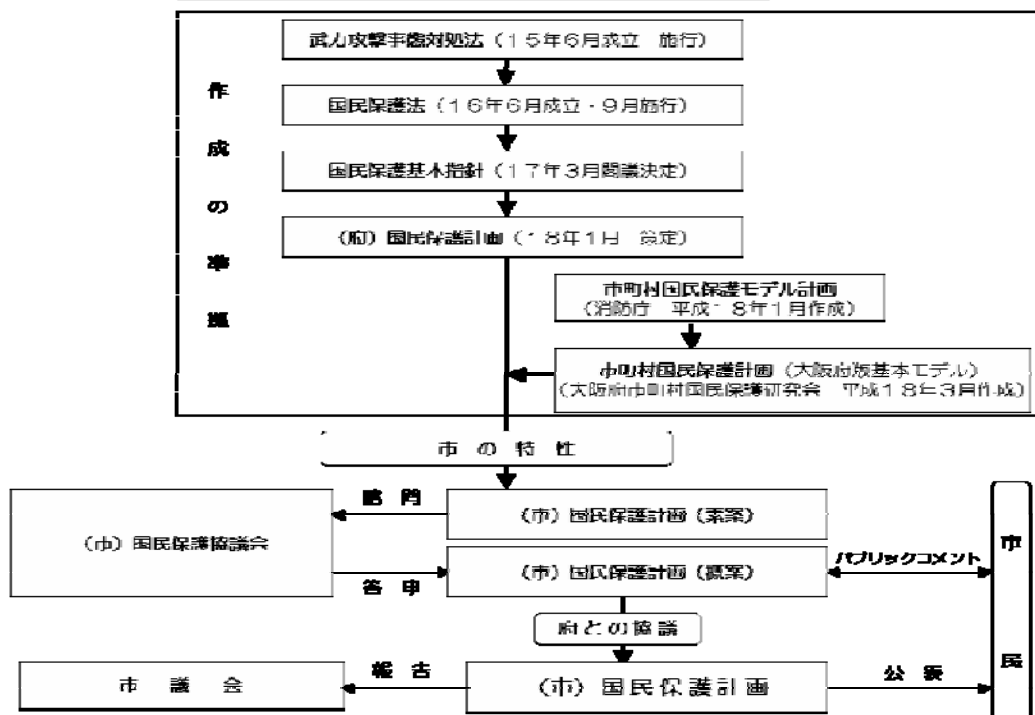
パブリックコメントを行う。

知事に協議する。

市議会に報告する。

市民に公表する。

図：国民保護計画策定の流れ



(2) 計画の見直し

基本指針は、政府における国民（緊急対処）保護措置についての検証、国民（緊急対処）保護措置に係る研究や新たなシステムの構築、国民（緊急対処）保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえて不断の見直しを行うこととされており、これらの見直しに基づき、大阪府国民保護計画についても変更されることになる。

本計画についても、堺市国民保護協議会をはじめ広く関係者の意見等を求めた上で、これら国・府の見直し、修正への対応などを含め、不断の見直しを行う。

(3) 計画の変更

本計画の変更に当たっては、国民保護法第39条第3項の規定により、堺市国民保護協議会に諮問するとともに、同法第35条第5項の規定により、知事に協議するなど、原則として計画策定と同様の手続きをとる。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(国民保護法施行令)第5条で定める次の軽微な変更については、上記の手続きは必要としないこととされている。

区画、郡、区、市町村内の町名等の変更

指定（地方）行政機関、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関その他の関係機関等の名称又は所在地の変更

その他、誤記の訂正、人又は物の呼称の変更、統計の数値の修正その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更

4 計画の作成又は変更に係る関係機関への協力要請

市長は、計画の作成又は変更のため必要がある場合には、指定（地方）行政機関の長、知事並びに指定（地方）公共機関及びその他の関係者に対して、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求める。

5 本計画の実行

事態対処法の規定による対処基本方針等が定められたときは、対処基本方針等及び知事（府）対策本部長の指示等に基づき、本計画を実行することになる。

なお、原因不明の事案が発生した場合は、危機管理センターを設置し、本計画又は危機管理ガイドラインに基づく初動対応を実施する。

6 実施マニュアル（仮称）の作成

本計画に基づく措置を円滑に実施するため、府が作成する実施マニュアル（仮称）との整合性を考慮しながら、具体的な実施手順などを定める市の実施マニュアル（仮称）を作成する。

その際、関係機関と十分協議するとともに、計画の見直し・変更に応じて適時修正を行う。

なお、本計画や実施マニュアル（仮称）の作成に当たっては、（市）地域防災計画等に基づく取り組みの蓄積をできる限り活用する。

第 2 章 基本方針

市は、武力攻撃等事態において、国民保護法その他の法令、基本指針、大阪府国民保護計画及び本計画に基づき、市民等の協力を得つつ、関係機関と連携協力し、自ら国民（緊急対処）保護措置を的確かつ迅速に実施する。その際、特に以下の事項に留意する。

1 基本的人権の尊重

国民（緊急対処）保護措置の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を最大限に尊重することとする。救援等の措置において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 市民等の権利利益の迅速な救済

国民（緊急対処）保護措置の実施に伴う損失補償、国民（緊急対処）保護措置に係る不服申し立て又は訴訟その他市民等の権利・利益の救済に係る手続きを、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

国民（緊急対処）保護措置の実施にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人その他特に配慮を要する者の個性や生活状況に応じた、きめ細かな保護について留意する。

また、この計画の保護の対象者の国籍は問わないことを認識するとともに、国際的な武力紛争に適用される国際人道法の的確な実施を確保する。さらに、男女共同参画の視点に基づく計画の推進に努める。

4 市民等に対する情報の提供

武力攻撃等事態においては、市民等に対し、国民（緊急対処）保護措置に関する正確な情報を適時に、かつ、適切な方法で提供する。

5 関係機関相互の情報の共有化及び連携協力の確保

国、府、近隣市町村並びに指定（地方）公共機関と平素から情報の共有化を図り、相互の連携体制の整備に努める。

6 市民等の協力

国民（緊急対処）保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民保護法の

規定により、市民等に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民等の協力は、その自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請にあたって強制にわたることがあってはならないことに留意する。

また、避難や救援などにおいて市民等の自発的協力が得られるよう、平素から広報・啓発等に努める。

7 指定公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

指定（地方）公共機関の国民（緊急対処）保護措置の実施方法については、当該機関が武力攻撃等事態の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

また、日本赤十字社が実施する国民（緊急対処）保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定（地方）公共機関が実施する国民（緊急対処）保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

8 国民（緊急対処）保護措置の実施に従事する者等の安全の確保

国民（緊急対処）保護措置の実施に従事する者の安全の確保に十分配慮する。

また、要請に応じて国民（緊急対処）保護措置の実施に協力する者に対しては、その内容に応じた安全の確保に十分に配慮する。

9 地域防災計画等に基づく取り組みの蓄積の活用

武力攻撃等事態への対応については、自然災害・事故災害への対応と共通する部分が多いことから、国民（緊急対処）保護措置の実施に関しては、地域防災計画その他既存の計画等に基づく取り組みの蓄積を活用する。

また、阪神・淡路大震災の経験と復興の過程で培ってきた様々な蓄積を活かしつつ、消防団及び自主防災組織等の充実・活性化などに努めるとともに、ボランティアへの支援を行うなど地域防災力のより一層の強化を図る。

第3章 関係機関の責務と役割

第1節 関係機関の責務又は役割

国民（緊急対処）保護措置の実施主体である国、地方公共団体及び関係機関の責務等は、次のとおりである。

1 国

国は、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら国民（緊急対処）保護措置を的確かつ迅速に実施し、又は地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民（緊急対処）保護措置を的確かつ迅速に支援し、並びに国民（緊急対処）保護措置に関し国費による適切な措置を講ずること等により、国全体として万全の態勢を整備するものとされている。

2 府

府は、自ら住民に対する避難の指示、避難住民等の救援、武力攻撃等災害への対処などの国民（緊急対処）保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、府域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進するものとされている。

3 市

市は、自ら警報等の市民等への伝達や避難誘導、避難住民等の救援、武力攻撃等災害への対処などの国民（緊急対処）保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、市の区域において関係機関が実施する国民（緊急対処）保護措置を総合的に推進する。

4 消防組合

消防組合は、武力攻撃等災害への対処や避難住民等の救援を行うとともに、警報等の市民等への伝達、避難住民の誘導などの措置を行う。

5 消防団

消防団は、武力攻撃等災害への対処を消防組合と協力して行うとともに、警報等の市民等への伝達、避難住民の誘導などの措置を他の関係機関と連携して行う。

6 府警察

府警察は、住民避難等のための交通規制を実施するとともに、市町村長等の要請に応じて、避難住民の誘導や生活関連施設の警備などの措置を行うものとされている。

7 第五管区海上保安本部等

第五管区海上保安本部等は、船舶内に在る者への警報等の伝達や避難住民の誘導、武力攻撃等災害への対処などの措置を行うものとされている。

8 自衛隊

自衛隊は、知事から避難住民の誘導、避難住民等の救援、武力攻撃等災害への対処等の国民（緊急対処）保護措置に関する要請を受けた場合で、防衛大臣が事態やむを得ないと認めるとき、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障が生じない範囲で、可能な限り国民（緊急対処）保護措置を実施するものとされている。

9 指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、国民保護法で定めるところにより、その業務について、国民（緊急対処）保護措置を実施するものとされている。

10 市民等の協力

府及び市町村等は、国民保護法の規定により、避難住民の誘導に必要な援助、避難住民等の救援に必要な援助、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃等災害への対処に関する措置に必要な援助、保健衛生の確保に必要な援助について、安全性の確保に配慮したうえで、自発的な協力が得られるよう要請することができることとされている。

第2節 関係機関の事務又は業務の大綱

国民（緊急対処）保護措置に関し、市、消防組合、府、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理するものとされている。

1 市が実施する事務又は業務の大綱

国民保護計画の作成

国民保護協議会の設置、運営

対策本部の設置、運営

組織の整備、訓練

警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関との調整その他の住民の避難に関する措置の実施

救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施

退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃等災害への対処に関する措置の実施

水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施

武力攻撃等災害の復旧に関する措置の実施

2 消防組合が実施する事務又は業務の大綱

国民保護協議会・対策本部への参画

警報等の伝達、避難住民の誘導

消火、救急、救助を含む武力攻撃等災害への対処

3 府が実施する事務又は業務の大綱

国民保護計画の作成

国民保護協議会の設置、運営

対策本部の設置、運営

組織の整備、訓練

警報の通知

住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、府の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施

救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施

武力攻撃等災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、立入制限区域の指定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃等災害への対処に関する措置の実施

生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施

交通規制の実施

武力攻撃等災害の復旧に関する措置の実施

4 指定地方行政機関が実施する事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿管区警察局	1 管区内各府県警察の国民（緊急対処）保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制

大阪防衛施設局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所有財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
近畿総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の育成指導
近畿財務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
大阪税関	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸入物資の通関手続
近畿厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供
大阪労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策
近畿農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃等災害用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃等災害対策用復旧用資材の調達・供給
近畿経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 ライフライン(電気、ガス、工業用水道)の復旧対策 2 災害対策用物資の適正な価格による円滑な供給の確保 3 事業者(商工業等)の業務の正常な運営の確保
中部近畿産業保安監督部近畿支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
近畿地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
近畿運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局	<ol style="list-style-type: none"> 1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
大阪管区气象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象状況の把握及び気象情報の提供
第五管区海上保安本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃等災害への対処に関する措置
近畿地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

5 指定（地方）公共機関が実施する事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃等災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び旅客の運送の確保 2 緊急物資の運送及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民（緊急対処）保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
日本郵政公社	1 郵便の確保
一般信書便事業者	1 信書便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
河川管理施設、道路及び空港の管理者	1 河川管理施設、道路及び空港の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会	1 要援護者支援等に対する協力 2 ボランティア活動に関する協力
財団法人 大阪消防協会	1 防災・防火思想の普及 2 消防団員の教養訓練

第 4 章 市 域 の 特 性

第 1 節 地 勢

堺市は、大阪府のほぼ中央より南に位置し、北は大和川を隔てて大阪市と、東南は和泉山地の流れをくむ丘陵地帯に寄りかかるような形で松原市、羽曳野市、富田林市、大阪狭山市及び河内長野市と、南は高石市及び和泉市と、西は大阪湾に接しており、平成 18 年 1 月 1 日現在、東端（東経 135°35'15"）、西端（東経 135°24'08"）、南端（北緯 34°25'48"）、北端（北緯 34°36'31"）、面積 149.99 km²を有する。

1 稜線・水系

市の東南部にある和泉山地は、海底隆起の洪積地層で、大阪湾に向かって丘陵地帯を形成しており、その一部は、市の東南端部において最高地点約 260 m を有し、北西方向になだらかに傾斜し、畑～岩室～晴美台～登美丘～金岡～三国ヶ丘に分水嶺を形成する。その北東側は大和川に、南西側は石津川に流れ込む。

2 河川

市の北東地域を流れる東除川・西除川は、美原区内を通過して 1 級河川大和川に流れ込み、市の南西地域を流れる 2 級河川石津川は、和田川、陶器川、伊勢路川、百済川を合流させて大阪湾に注ぐ。

3 池

市域には、灌漑用水としての溜め池が多数存在し、これらは相互にあるいは河川と接続し、小水路が網の目状に発達している。

4 植生等

南区の南部に広葉樹を主体とした自然の植生を有するほか、各地区に存在する公園等に僅かに自然植生の名残を残している。

5 海岸

海岸部は、堺・泉北石油コンビナートに接続し、自然の海浜はなく、ほぼ全域が海面から 2～3 m の護岸壁を形成している。

第 2 節 気 象

1 気温及び雨量

市の区域は、大阪湾の海洋気象の影響を受けて全般的には安定型で、平均気温は 16 度前後であり、降雨量は年平均 1100 ミリ程度である。

(2001年～2005年の平均気温と平均雨量)

区分 年	2001	2002	2003	2004	2005	平均
平均気温(度)	16.1	16.4	15.8	17.0	16.3	16.3
平均雨量	1005	891	1451	1407	882	1127

資料：気象庁(堺地点)

2 風

風向は、年間を通じて海風(西～西南西)が多く、平均風速は1.6mである。

(2001年～2005年の風向と平均風速)

区分 年	2001	2002	2003	2004	2005	平均
風 向	西	西南西	西南西	西南西	西	
平均風速(m)	1.6	1.6	1.4	1.7	1.8	1.6

資料：気象庁(堺地点)

* 風向は最多風向であり、夏から秋にかけて(どちらかというとも夏に多い。)東北～東北東の陸風が多く吹くこともある。また、都心市街地部では、いわゆるビル風等の局地風が発生するため風向は一定していない。

第3節 社会的特性

1 地域区分

市域のほぼ全域において都市開発が進んでおり、国民(緊急対処)保護措置を実施する上では、これらの地域特性が大きく影響することから、本計画においては以下の地域区分を適用する。

なお、以下の地域区分は、多分に概念的な部分があるので、具体的な措置を行う場合は、境界部分周辺の地域については地域区分を変更することがある。

(1) 臨海部

堺・泉北石油コンビナート地区を中心として、南海線以西～堺駅～府道29号線以西の周辺市街地を含む地域

(2) 都心市街地部

堺東駅を中心としてJR阪和線以西～石津川以北の地域

(3) 内陸部

上記臨海部、都心市街地部及び美原区を除く阪和道～堺・泉北有料道路以北の地域

(4) 丘陵部

阪和道～堺・泉北有料道路以南の地域

2 人口

- (1) 平成17年国政調査結果速報によると、堺市の人口は、831,111人であり、約60%が、内陸部に居住する。世帯数は322,712世帯で、1世帯当たり2.58人となっている。また、平成12年国勢調査結果で65歳以上の高齢単身者は、約2.1万人である。
- (2) 堺市の昼夜人口比率は、92.9%（平成12年）であるが、都心市街地においては、115%（+2万人）程度と推定され、また、臨海部には昼間約1万人程度の従業員が業務に従事している。

（平成12年度国勢調査）

地域区分	臨海部	都心市街地部	内陸部	丘陵部	合計
世帯数	8,000	61,000	211,000	57,000	337,000
人口	18,000 (2.2%)	134,000 (16.2%)	501,000 (60.5%)	175,000 (21.1%)	828,000

(3) 外国人登録者数

平成18年12月末現在、外国人登録による世帯数は8,106世帯、人口は12,235人である。国籍(出身地)別人口は、以下のとおりである。

（市民人権局市民生活部区政課）

年月	総数	韓国及び朝鮮 ()	中国	ブラジル	フィリピン	ペルー	米国	その他
平成 18年 12月	12,235	5,572	4,110	776	575	221	145	836

「朝鮮」とは国籍ではなく、朝鮮半島出身者であることを示す。

（昭和40年10月26日法務省見解「外国人登録上の国籍欄の『韓国』あるいは『朝鮮』の記載について」）

3 交通

(1) 道路

ア 阪神高速道路大阪湾岸線、阪神高速道路大阪堺線及び阪和自動車道は、近畿管内の各府県に連絡する。

イ 地域内の国道は、26号、309号及び310号であるが、都心市街地部を中心として府道が発達しており、放射状に伸びる道路とこれらを横に結ぶ環状道路が市のほぼ全域に発達している。

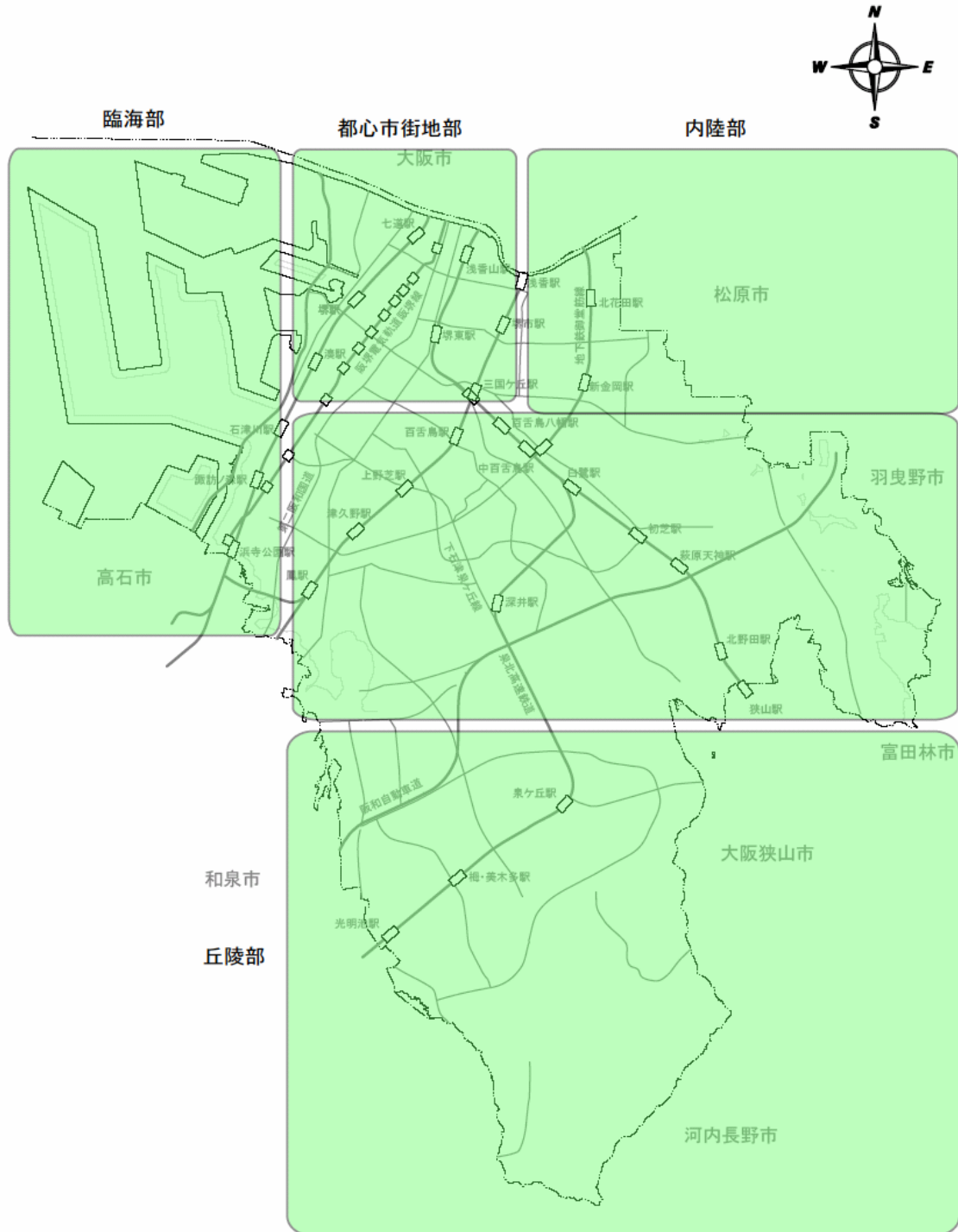
(2) 鉄道

JR 阪和線及び南海線が大阪及び和歌山に連絡しており、高野線が大阪狭山市、

河内長野市を経て和歌山県橋本市へ、泉北高速鉄道が泉北ニュータウンを經由して和泉市に連絡する。

また、市内の中心部には大阪市営地下鉄御堂筋線及び阪堺電気軌道阪堺線が走る。

堺市の地域区分及び交通網（イメージ図）



(3) 海上

大型船舶が接岸できる埠頭等の港湾設備は充実しているが、大和川河口付近においては、河川から流出する土砂が堆積するため、一部の埠頭は浚渫を要する。また、フェリー等の専用埠頭の設備はない。

(4) 航空

空港等の施設はないが、災害用のヘリポート等は地域防災計画に位置付けられており、緊急時においてヘリコプターの離着陸が可能な場所は随所にある。

(5) 自動車

平成17年3月末現在の自動車登録台数は、275,671台、4月1日現在の軽自動車数は、105,383台である。

4 建築物等

(1) 地下施設

都心市街地部は、特に堺駅（南海線）、堺東駅（高野線）及び堺市駅（JR阪和線）を中心とした地域に、比較的堅牢で地下構造を有する建築物が存在するが、地下街等の大規模な地下施設はない。

(2) 高層建築物

超高層建築物（60m以上）としては、主要な駅前に高層マンションやホテル、堺市役所高層館などがあるが、大阪市内と比べると遙かに少ない。

5 医療

災害拠点病院である市立堺病院（地域災害医療センター）及び大阪労災病院（市町村災害医療センター）をはじめ、市の区域のほぼ全域に災害医療協力病院があり、また、その他の一般病院等も多く医療体制は比較的整っている。

6 避難地等

市の区域には、広域避難地に指定された公園や緑地等が比較的整備されており、また、広域避難地に指定された場所以外にも公園、浄水場・配水場等緊急時の避難場所として活用できる公共的な用地を有する。

また、広域避難地には指定されていないが、臨海部には広大な未活用の埋め立て地があり、これらの地域を活用することも可能である。

7 自衛隊施設等

小さな自衛隊訓練場が存在するが、施設及び部隊等の配置はない。

第4節 国民（緊急対処）保護措置の実施上の特性

1 臨海部

- (1) 府内最大規模の石油コンビナートが存在し、生活関連等施設である火力発電所があり、また、石油・ガス等危険物質等の貯蔵・精製・加工施設が多数存在しており、航空攻撃やテロ等の目標となる可能性は否定できない。

これらの施設等に対する攻撃が行われた場合は、周辺地域に被害が発生することも予想される。

- (2) 埋め立て地の外壁で海と接しており、海面から約2～3mの岸壁を形成し、小型船舶等の接岸には適さない。

また、これらの岸壁には随所において埠頭設備があり、乗船場等の設備を整備又は臨時に設置すれば、大型フェリー等の利用も可能であり、また、大和川河口付近を除けば水深が10m以上あり、大型船舶等による救援物資の揚陸等が十分可能である。

- (3) 区域内は、区画整理され道路網も整然と整備されているが、進入路は限定されているため、比較的孤立しやすい地域である。
- (4) 埋め立て地にある未活用地域は、救援を行う場合の仮設住宅の建設用地あるいは救援物資等の集積用地としての活用が期待される。

2 都心市街地部

- (1) 市役所をはじめ、国や府の行政機関等の施設が集中しており、また、堺駅、堺東駅及び堺市駅が半径1km以内に集中しており、さらに堺市役所やマンション・ホテル等の超高層ビルが存在する等、航空攻撃等の目標とされる可能性がある。
- (2) 堺駅、堺東駅及び堺市駅の1日平均乗降人員は、それぞれ、3.3万人、5.9万人、2.4万人であり、朝夕の通勤ラッシュ時には乗客が集中するため、テロ攻撃の目標とされる可能性がある。
- (3) 区域内には浅香山浄水場があり、この施設に対するテロ攻撃、特に毒物や生物剤の混入等が行われた場合は、被害が広範囲に拡散する可能性がある。

3 内陸部

- (1) 臨海部に接する石津・浜寺一帯の地区は、石油コンビナート特別防災区域において武力攻撃等が行われた場合、被害が発生することも予想される。
- (2) 区域内には、環状道路や放射状道路が整備されており、泉北下水処理場、金岡公園・大泉緑地及び大阪府立大学などの一時集合場所となる広域避難地が存在し、救援を行う場合の拠点となる地域である。
- (3) 区域内には家原寺配水場及び小平尾浄水場があり、これらの施設に対するテロ攻撃等が行われた場合は、被害が広範囲に拡散する可能性がある。

4 丘陵部

(1) 泉北ニュータウンを中心としたベッドタウンで、都心市街地部から離隔しており、武力攻撃等に対しては攻撃目標となる可能性の高い施設が少ない。

特に、臨海部又は都心市街地部においてNBC〔Nuclear(核)・Biological(生物)・Chemical(化学)〕攻撃を受けた場合、堺市でふくことの多い西～西南西の風向に対して垂直方向に位置し、そうした風向きで風がふいている場合に市民等の避難方向となる地域である。

(2) 生活関連等施設としての泉北浄水場(府管理施設)があるほか、晴美台配水場、桃山台配水場、岩室配水場及び陶器配水場があり、これらの施設に対するテロ攻撃等が行われた場合は、被害が広範囲に拡散する可能性がある。

(3) 区域内には、公園及び体育館のほか公共的な施設も充実しており、臨海部及び都心市街地部において武力攻撃等が行われた場合において、市民等の避難及び収容地域として有効な地域である。

第 5 章 本計画が対象とする事態

基本指針では、武力攻撃事態については4類型、緊急処理事態については4事態例が、次のとおり想定されており、大阪府国民保護計画においても、これら全てを対象としている。

本計画においても、これら全てを対象とし、その類型・事態例に応じた国民（緊急対処）保護措置を実施する。

なお、市域における事態の想定については、今後も国及び府の情報等を踏まえ、関係機関と連携して研究していく。

第 1 節 武力攻撃事態

1 事態想定

武力攻撃とは、我が国に対する外部からの武力攻撃をいい、武力攻撃事態とは武力攻撃が発生した事態又は発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいい、武力攻撃予測事態とは武力攻撃事態には至っていないが、事態が切迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。基本指針においては、武力攻撃事態として、次に掲げる4類型が示されている。

- 着上陸侵攻
- ゲリラや特殊部隊による攻撃
- 弾道ミサイル攻撃
- 航空攻撃

2 各種事態類型の特徴と留意事項

(1) 着上陸侵攻

島国である我が国の領土を占領しようとする場合、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させる着上陸侵攻を行うことになることとされている。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いとされている。

ア 攻撃目標となりやすい地域

船舶により上陸を行う場合は上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が、航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となりやすいとされている。

イ 想定される主な被害

主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油

コンビナートなど攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

ウ 被害の範囲・期間

武力攻撃災害が広範囲にわたり、要避難地域が広範囲になるとともに、避難期間も比較的長期に及ぶと想定されている。

エ 事態の予測・察知

攻撃国による船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が可能であるとされている。

オ 避難・救援・災害対処

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となるとされているが、市の人口規模に見合った避難のための交通手段及び受け入れ施設の確保の観点から、多数の市民等を短時間で遠方へ避難させることは極めて困難であることから、実際に避難させる必要が生じた場合においては、（国）対策本部及び（府）対策本部の指示を踏まえ、適切に対応する必要があるとされている。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

ア 攻撃目標となりやすい地域

都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要であるとされている。

イ 想定される主な被害

少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊が考えられるとされている。

ウ 被害の範囲・期間

被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、被害の範囲が拡大するおそれがあるとされている。

エ 事態の予測・察知

攻撃する者は、その行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生じることとも考えられるとされている。

オ 避難・救援・災害対処

ゲリラや特殊部隊の危害が市民等に及ぶおそれがある地域においては、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させるなど、適切な対応を行う必要があり、武力攻撃災害の兆候を覚知した場合には、速やかに関係機関に通知するとともに、必要に応じて、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等の必要な措置を

講ずる必要があるとされている。

(3) 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルは、重量物を長距離にわたり投射することが可能であり、核・生物・化学兵器などの大量破壊兵器の搭載も可能である。また、発射されると弾道軌道を描いて飛翔し、高角度、高速で落下するなどの特徴を有しているとされている。

ア 攻撃目標となりやすい地域

攻撃目標を特定することは極めて困難であるとされている。

イ 想定される主な被害

通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられるとされている。

ウ 被害の範囲・期間

弾頭の種類(通常弾頭又はNBC弾頭)を着弾前に特定することは困難である。

エ 事態の予測・察知

発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であるとされている。

オ 避難・救援・災害対処

発射後極めて短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、避難や消火活動が中心となる。

特に避難については、当初は、近傍のコンクリート造等の堅牢な施設や地下街等の地下施設など屋内への避難を指示するものとし、着弾後に被害状況を速やかに把握した上で、事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難を指示する必要があるとされている。

(4) 航空攻撃

ア 攻撃目標となりやすい地域

航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定され、また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得るとされている。

イ 想定される主な被害

通常弾頭の場合には、家屋、施設の破壊、火災等が考えられるとされている。

ウ 被害の範囲・期間

攻撃を行う側の意図が達成するまで、繰り返し行われることも考えられるとされている。

エ 事態の予測・察知

弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難であるとされている。

オ 避難・救援・災害対処

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地域を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要があるとされている。

第2節 緊急処理事態

1 事態想定

緊急処理事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。基本指針においては、緊急処理事態として、次に掲げる4事態例が示されている。

なお、緊急処理事態においては、武力攻撃事態のゲリラや特殊部隊による攻撃における対処と類似した事態が想定されるとされている。

攻撃対象施設等による分類

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

攻撃手段による分類

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

2 各種事態例と主な被害

各事態例における態様及び被害等は、以下のとおり想定されている。

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

ア 原子力事業所等の破壊

大量の放射性物質が放出され、周辺住民が放射性物質による外部被ばくを受け、また、汚染された飲食物を摂取した場合は内部被ばくを受ける。

イ 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設の爆破

爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。

ウ 危険物積載船への攻撃

危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生じる。

エ ダムの破壊

下流に及ぼす被害は多大なものになる。

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に攻撃が行われる事態

大規模集客施設、ターミナル駅、列車等の爆破

爆破による人的被害が発生し、施設等が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

(3) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ア ダーティボム 爆薬と放射性物質を組み合わせた爆弾 等の爆発

爆発による破片等による被害並びに熱及び炎による被害のほか、放射性物質の拡散による放射線被害を受ける。

小型核爆弾の場合は、核兵器の場合に準ずる。

イ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、水源地に対する毒素等の混入

生物剤の特徴については生物兵器の特徴と、毒素の特徴については化学兵器の特徴と同様である。(第1編第5章第3節参照)

ウ 市街地におけるサリン等化学剤の大量散布

化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。

(4) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

航空機等による自爆テロ・弾道ミサイル等の飛来

主な被害は、施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。

爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。

第3節 NBC(核・生物・化学)兵器による攻撃

武力攻撃事態においても、緊急対処事態においても、NBC〔Nuclear(核)・Biological(生物)・Chemical(化学)〕兵器等を用いて攻撃された場合、特殊な対応が必要となることから、基本指針において示されている以下の想定される被害と留意点を踏まえ、国民(緊急対処)保護措置等を実施する。

なお、実施にあたっては国民(緊急対処)保護措置等に従事する者に、防護服を着用させるなど、安全を確保するための措置を講ずるものとする。

1 核兵器等を用いた攻撃

(1) 想定される被害

ア 核兵器を用いた攻撃(以下、「核攻撃」という。)による被害は、当初は 核

爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線の発生によって、その後は、放射性降下物（爆発時に生じた放射能をもった灰）や中性子誘導放射能（初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線）による残留放射線によって生ずる。

イ の熱線・爆風・初期核放射線及び の中性子誘導放射能による残留放射線は、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染などの被害をもたらす。特に、爆心地周辺においては、甚大な被害が予想される。

の放射性降下物による残留放射線は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して、広範囲に、外部被ばく（放射性降下物の皮膚付着による被ばく）や内部被ばく（放射性降下物の吸引や汚染された水・食糧の摂取による被ばく）による放射線障害などの被害をもたらす。

ウ 放射線被害には、被ばくした個人の体細胞に生じる身体的障害と生殖細胞に生じる遺伝的障害があり、身体的障害には、短時間に大量の放射線を受けた場合に起こる急性障害と少量の放射線を長時間受けた場合に起こる晩発性障害が、更には全身に受けた場合と局所に受けた場合等でもその発症パターンが異なる等被害様相が極めて複雑である。

(2) 避難・救援・災害対処

ア 核爆発に伴う熱線・爆風等による直接の被害を受ける地域については、攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難し、一定時間経過後放射線の影響を受けない安全な地域に避難するよう指示する必要がある。

イ 核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害は受けないものの、放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域に避難するよう指示する必要がある。

ウ 放射性降下物による外部被ばくを最小限にするため、風下を避けて極力風向きと垂直方向に避難させるものとし、その際には、汚染されていないタオル等による口及び鼻の保護や、手袋、帽子、雨ガッパ等の着用により、放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避ける。

エ 放射能は、除去することが困難であり、長期間にわたり残留することから、被災地域には特殊装備をした特別に許可された者以外立ち入らないようにするとともに、汚染地域から物品等の持ち出しをしないように厳重に監視する必要がある。

このため、汚染地域への立入制限を確実にいき、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。

オ 医療の提供に関しては、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対応する必要がある。

特に、放射線障害は、潜伏期間があり、数ヶ月あるいは数年経ってから障害が発生することがあり、また、急性障害が治まった後に再発することもあり、継続的な観察・治療が必要である。また、放射性ヨウ素による体内汚染が予想される

ときは、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。
カ ダーティボムは、核兵器に比して小規模であるが、爆風による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難させる必要がある。

2 生物兵器を用いた攻撃

(1) 想定される被害

ア 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

イ 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。

(2) 避難・救援・災害対処

ア 生物剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気から、密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難する必要がある。

イ ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、関係機関は、市民等を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずる必要がある。

ウ 厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

3 化学兵器を用いた攻撃

(1) 想定される被害

化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等その性質は種類によって異なり、被害の範囲も一様ではない。

(2) 避難・救援・災害対処

ア 化学剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難させる必要がある。

イ 原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切に行い、的確な避難措置を

講ずるとともに、汚染者については可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが必要となる。

ウ 化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除く必要がある。

《表：事態想定の特徴と留意点》

	特 徴				留 意 点			
	攻撃目標となりやすい地域	想定される被害	措置を実施すべき地域 (要避難地域の範囲)	予測・察知	避難に係る留意点	救援に係る留意点	災害対処に係る留意点	その他
着上陸侵攻	小型船舶等が接岸容易な沿岸部 大型輸送機が離着陸可能な空港がある地域	爆弾等による家屋・施設の破壊・火災 危険物保有施設の爆破	広範囲	予測・察知は可能 (予測事態あり) 時間的余裕あり	・事前の準備可能(時間的余裕あり) ・戦闘が予測される地域から先行して広域避難 ・避難の期間が比較的長期			・攻撃終了後の復旧が課題
ゲリラ・特殊部隊による攻撃	都市部の政治経済の中核	鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などの破壊 多数利用施設爆破 危険物保有施設爆破 ダーティボムの使用	比較的狭い範囲	事前に予測・察知できず突発的に発生するケースあり 時間的余裕なし	・攻撃当初は屋内に一時避難 移動の安全が確認された後、適当な避難地に移動(状況が推移することから、今後の予測等を踏まえ避難指示・誘導) ・ダーティボムの場合 攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等へ避難		・災害の兆候等を覚知した場合 緊急通報の発令 退避の指示 警戒区域の設定	
弾道ミサイル攻撃	攻撃目標を特定することは極めて困難	弾頭の種類(通常弾頭かNBC弾頭か)によって被害の様相は大きく異なる(着弾前の特定は困難) 通常弾頭の場合 家屋・施設の破壊・火災	弾頭の種類により異なる 通常弾頭の場合 局地的 NBC弾頭の場合 広範囲	事前に察知できても、攻撃目標を特定することは極めて困難 極めて短時間で着弾 時間的余裕なし	・当初は、直ちに近傍の屋内施設(コンクリート造り等の堅ろうな施設や地下施設)へ避難 ・着弾後は、弾頭の種類に応じた避難		・通常弾頭の場合 消火活動	
航空攻撃	攻撃目標を特定することは困難 都市部が主要な攻撃目標になることも想定	ライフライン等のインフラ施設等への攻撃 通常爆弾の場合 家屋・施設の破壊・火災	広範囲	事前の察知は比較的容易 時間的余裕なし	・屋内への避難を広範囲に指示(弾道ミサイルと同じ)		・生活関連等施設の安全確保 ・災害発生・拡大の防止措置	・繰り返し攻撃される可能性あり
核兵器等を用いた攻撃		<攻撃当初> 核爆発に伴う熱線、爆風、初期核放射線 物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染 <その後> 残留放射線(放射性降下物、中性子誘導放射能) 外部被ばく(放射線降下物が皮膚に付着) 内部被ばく(汚染された飲料水・食物を摂取)	局地的(爆心地周辺) 広範囲(爆心地付近～風下地域) 局地的(爆心地周辺)		の被害を受ける地域 A当初は爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設、コンクリート施設等への屋内避難 B一定時間経過後、安全な地域へ避難。その際風下方向を避け、なるべく垂直方向に避難 の被害は受けないものの 被害を受ける地域 B ・外部被ばくの抑制 タオル等で口・鼻を保護(手袋、帽子、ゴーグル、雨カッパを着用) ・内部被ばくの抑制 汚染された疑いのある水や食料の摂取は避ける	・放射線障害に対する医療 安定ヨウ素剤の服用(内部被ばくの低減)	・汚染地域への立入制限	・避難誘導や医療にあたる要員の被ばく管理(防護服の着用等)
生物兵器を用いた攻撃		生物剤の特性(特に感染力)、ワクチンの有無、既知の生物剤か否か等により被害の範囲が異なる	広範囲(攻撃場所の特定は困難)	潜伏期間を経て発症後に判明する可能性あり(攻撃時期の特定は困難)	・攻撃場所から直ちに離れ、外気から密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難するよう指示する ・ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃の場合、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させ治療する	・サーベイランス(疾病監視)により感染源・汚染地域の特定、病原体特性に応じた医療活動、まん延防止		
化学兵器を用いた攻撃		一般的に風下方向に拡張し、空気より重い神経剤(例：サリン)は下をほうように広がる。			・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台等汚染のおそれのない安全な地域に誘導	・汚染者の除染 ・原因物質の特性に応じた救急医療	・原因物質の検知、汚染地域の特定・予測 ・汚染地域の除染	